

干溝浄水施設改良計画策定業務委託 標準仕様書

第1章 総則

第1節 基本事項

1.1.1 適用範囲

本標準仕様書は、魚沼市（以下「委託者」という）の「干溝浄水施設改良計画策定業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

1.1.2 委託番号

委 R4-16

1.1.3 業務名

干溝浄水施設改良計画策定業務委託

1.1.4 履行期間

契約締結の日から令和5年2月28日

1.1.5 履行地点

新潟県魚沼市 小出島 地内

1.1.6 業務基準等

業務に当たっては、本標準仕様書のほか委託者の示す設計指針、水道施設設計業務委託標準仕様書、その他準拠すべき基準、その他委託者の指定する設計指針、設計参考図書・関係法令等に基づき行わなければならない。

第2節 一般事項

1.2.1 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.2.2 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとして中立性を保持しなければならない。

1.2.3 秘密の保持

受託者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、

本業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

1.2.4 再委託の禁止

受託者は、本業務の処理について、その全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者に申請し、その承諾を得たときは、この限りでない。

1.2.5 許可申請

受託者は、業務の遂行上法令等で定められた許可申請事項が生じた場合、それに関連する事務を遅滞なく行わなければならない。

1.2.6 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、委託者の契約書に定めるもののほかに次の書類を提出しなければならない。

- 1) 着手届
- 2) 技術者決定届出書（管理技術者・担当技術者・照査技術者）
- 3) 工程表
- 4) その他必要な書類

1.2.7 業務計画書

受託者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- 1) 業務概要
- 2) 実施方針
- 3) 業務工程
- 4) 業務組織計画
- 5) 打合せ計画
- 6) 成果物の内容、部数
- 7) 連絡体制（緊急時を含む）

1.2.8 管理技術者、照査技術者及び担当技術者

受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに高度な技術を要する部分については、相応の経験を有する技術者を配置しなければならない。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

業務を行う管理技術者は、技術士法（平成 12 年度改正 法律第 48 号）に規定する上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士、もしくは R C C M（上下水道及び工業用水道）でなければならない。

照査技術者においても技術士法（平成 12 年度改正 法律第 48 号）に規定する上下水道部門（上水道及び工業用水道）の技術士、もしくは R C C M（上下水道及び工業用水道）でなければならない。

1.2.9 照査の実施

受託者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

1.2.10 業務の指示及び監督

- 1) 受託者は、委託者が定める監督員と密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- 2) 受託者は、本業務の各段階に着手する際、当該段階の基本方針について委託者の承諾を受けなければならない。

1.2.11 打合せ等

業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

1.2.12 資料の貸与及び返却

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与するものとする。

受託者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。

1.2.13 成果物の検査

- 1) 受託者は、業務完了時に委託者の成果物検査を受けなければならない。
- 2) 成果物検査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。
- 3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の不明箇所及び訂正箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。

1.2.14 引き渡し

成果物の検査に合格後、本標準仕様書に規定した提出図書一式の納品をもって業務の完了とする。

1.2.15 疑義の処理

受託者は、業務遂行上必要と認められるもので、本標準仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本標準仕様書に明記されていない事項については、監督員と協議し、その指示に従う。

1.2.16 関係官公庁への手続き等

受託者は、業務等の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受託者は、業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

1.2.17 地元関係者との交渉等

受託者は、地元関係者への説明、交渉等は、監督員等が行うものとするが、監督員等から指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり受託者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

1.2.18 土地の立ち入り等

受託者は、屋外で行う業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。また、第三者の土地への立ち入りに当たっては、身分証明書を常に携帯しなければならない。

1.2.19 著作権の取り扱い

本業務で生じた成果物の著作権については、納品をもって委託者に帰属するものとする。

1.2.20 成果物の使用等

成果物はすべて委託者の所有とし、受託者は委託者の承諾を受けずに他に公表貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を委託者に求める場合には、第三者と補

償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

1.2.21 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- 1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- 2) 履行期間の変更を行う場合
- 3) 監督員と受託者が協議し、業務等施行上必要があると認められる場合

1.2.22 個人情報の取り扱い

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

1.2.23 安全等の確保

受託者は、屋外で行う業務等に際しては、業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

1.2.24 その他

- 1) 本業務中及び完了後であっても、委託者から説明を求められた際は速やかに担当者を派遣し、説明を行うこと。
- 2) 参考とした文献や資料については報告書等に明記すること。

干溝浄水施設改良計画策定業務委託 特記仕様書

第1節 適用範囲

本業務は、「干溝浄水施設改良計画策定業務委託 標準仕様書」（以下、「本標準仕様書」という。）のほか、この特記仕様書に従い、実施しなければならない。

第2節 業務概要

1.2.1 業務概要

本業務は、干溝簡易水道についての基本計画を策定するものである。本業務は、干溝簡易水道の今後の水需要を見据えて、以下の項目について検討を行い、その具体的方策を多面的に検討し、施設規模の適正化を図ることにより、将来にわたり安全、安心、安定かつ効率的な水運用を実現させることを目的とする。

- ・魚沼市上水道又は伊米ヶ崎簡易水道からの給水
- ・浄水方法の変更
- ・水源の改良

1.2.2 業務対象地域

業務の対象となる地域は、干溝簡易水道給水区域、魚沼市上水道給水区域及び伊米ヶ崎簡易水道給水区域とする。基本諸元は以下の通りとする。

	干溝簡易水道	魚沼市上水道	伊米ヶ崎簡易水道
計画給水人口	652 人	18,100 人	2,100 人
計画1日最大給水量	266.8m ³ /日	13,200m ³ /日	1,400m ³ /日

第3節 業務内容

1.3.1 設計協議

初回・中間（2回）・最終の計4回を基本とするが、必要時は随時協議を行う。

1.3.2 業務工程

1) 現況の把握

委託者ほかにヒアリングを行い、干溝簡易水道の問題点等を把握する。
また、魚沼市上水道、伊米ヶ崎簡易水道及び干溝簡易水道の施設台帳、管網図及び人口・水需要実績等の資料を収集し取りまとめる。

2) 水需要予測

収集した資料から、人口の予測・給水量等の予測を行い、計画給水人口・給水量を決定する。

3) 事業の分析・評価・課題抽出

今回対象施設となる干溝簡易水道の、現況の分析・評価を行い課題を抽出する。

4) 整備案の作成

以下の3パターンの整備案を作成し、施設計画や概算工事費等を算出する。

- ・上水道又は伊米ヶ崎簡易水道からの給水
- ・浄水方法の変更
- ・水源の改良

5) 整備案の評価

前項で作成した整備案の中から、コスト・維持管理を考慮して最適な案を選定する。

6) 基本計画のとりまとめ

検討結果をとりまとめ基本計画書を作成する。

7) 照査

成果物が、求められた要求事項を満足するか照査を行う。

1.3.3 提出書類

提出すべき成果物とその部数は以下の通りとする。

- | | |
|------------------|----|
| ・基本計画書 | 2部 |
| ・上記電子データ | 1式 |
| ・その他監督員が必要と認めたもの | 1式 |

1.3.4 その他

- 1) 受託者は、作業着手前に業務全般について監督員と十分打合せを行うこと。
- 2) 本特記仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本特記仕様書に明記されていない事項については、監督員と協議し、その指示に従う。
- 3) 受託者は、監督員と連絡を密にとり、作業の進捗状態などについて逐次報告を行うこと。

1.3.5 準拠すべき基準

受託者は、以下の基準等を基本として業務を行うものとする。

厚生労働省

- ・水道の耐震化計画等策定指針
- ・水安全計画策定ガイドライン

日本水道協会

- ・水道事業ガイドライン
- ・水道施設更新指針
- ・水道施設更新指針・解説
- ・水道施設耐震化工法指針・解説
- ・水道維持管理指針

水道技術研究センター

- ・水道施設の機能診断の手引き